

議案第 1 2 号

琴浦町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 3 1 年 3 月 5 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

平成 3 1 年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

平成31年琴浦町条例第 号

琴浦町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

琴浦町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年琴浦町条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条、第5条関係)			別表(第2条、第5条関係)		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
略			略		
略		琴浦町職員等の旅費に関する条例(平成16年琴浦町条例第54号)に規定する旅費	略		琴浦町職員等の旅費に関する条例(平成16年琴浦町条例第54号)に規定する旅費
スポーツ推進委員	年額 50,600円		スポーツ推進委員	年額 50,600円	
参与	月額 180,000円				
部活動指導員	時間額 1,520円以内で、任命権者が別に定める額				
略			略		

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。